

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改定
小金井市立小金井第四小学校

1 はじめに

本校の「学校いじめ防止基本方針」についてお知らせします。本校は、「お互いの立場やよさを認め、温かい心で支え合う思いやりのある子の育成」を学校経営方針として、心身ともに健康で、他人の痛みや苦しみが分かる人間性のある児童を育てることを目指しています。

2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校の児童に対し、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、これらの行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめには、「いじめはどの学級にも、どの学校にも起こりうる」そして、「重大な人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である」という基本認識に立つ。

3 いじめの未然防止

《学校全体》

- ・ 全校朝会等で校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、児童が自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ・ 道徳の授業や児童会活動に取り組む中で、「いじめは絶対に許されないこと」を児童が意見をもち、表明でき、そうした意見が尊重されるように支援する。
- ・ 6月、11月のふれあい月間は、学校全体で取り組む。
- ・ スクールカウンセラーなど、児童がいつでも誰にでも相談できる校内相談体制の充実を図る。

《学級担任等》

- ・ 「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ 児童一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、児童との信頼関係を築く。
- ・ いじめに関する授業を道徳の時間や特別活動において、毎学期に実施する。
- ・ 学年による打ち合わせを密に行い、学年間の共通理解に努め、同じ意識をもって児童の指導にあたる。

4 早期発見のための措置

- ・ 効果的にいじめの実態を把握できるよう、年2回の「ふれあい月間」の取組でいじめ等の実態を把握する。
- ・ 5年児童全員に対し、スクールカウンセラーによる面接を行う。
- ・ いじめ発見のチェックシートを活用し、児童の状況観察を適宜行う。
- ・ いじめに関するアンケート調査を年3回（6月、11月、2月）実施し、その結果を受けて組織的な対応を行う。
- ・ いじめアンケート調査は、学年間で共有し、その後生活指導部でも確認し、情報共有と早期発見に努める。
- ・ 児童及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備し、保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口等について周知する。

5 いじめに対する措置

（1）早期対応

校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置づける。構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任とする。また、必要に応じて関係学年及び学級担任等が加わるものとする。「いじめ対策委員会」はふれあい月間中にも開くものとする。

① 「いじめ対策委員会」に情報を集め、対応を判断する

- ・ いじめの情報を受けたときは、学年主任、生活指導主任に報告し、「いじめ対策委員会」が迅速かつ正確な情報把握に努める。
- ・ 把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。
- ・ 小金井市教育委員会、子ども家庭支援センター、教育相談室や警察署、児童相談所等関係諸機関との連携を密にする。

（2）重大事態への対処

① 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。

また、「いじめにより児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」も含まれる。事案により学校が判断する。

② 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、いじめられた児童の安全と落ち着いて教育を受けられる環境の確保をするとともに、速やかに、小金井市教育委員会に重大事態の発生を報告し、教育委員会の指導・支援の下、一体となって対応に当たる。また、いじめ対策委員会により、事実関係を明確にするための調査や該当児童、保護者等への対応、関係機関との相談、連携にあたる。

6 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

